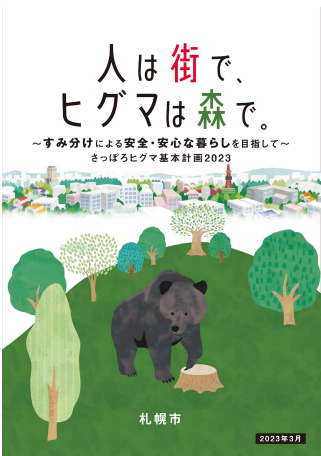


1. さっぽろヒグマ基本計画とは



- 令和5年3月策定
- 計画期間は5か年
- 市のヒグマ対策の総合的な計画
- 北海道ヒグマ管理計画の地域計画
- 「人は街で、ヒグマは森で～すみ分けによる安全・安心な暮らしを目指して～」のビジョンのもと、ゾーニング管理を実施
- 3つの基本目標のもと、7つの施策の方向性を提示

ゾーニング管理 市域を4つのゾーンに分類し、ゾーンに応じた施策を実施

都市近郊林ゾーン

- 市街地に近く森林で比較的人の利用が多い
- ヒグマの侵入はある程度許容、定着は抑制

市街地ゾーン

- 多くの人の生活圏、人の安全を最優先
- ヒグマの侵入も定着も許容しない

森林ゾーン

- 市街地から遠い森林
- ヒグマの健全な個体数を維持していくべき場所

市街地周辺ゾーン

- 農業などが活動又は居住している
- ヒグマの侵入があり得るのでできるだけ抑制、定着は防止

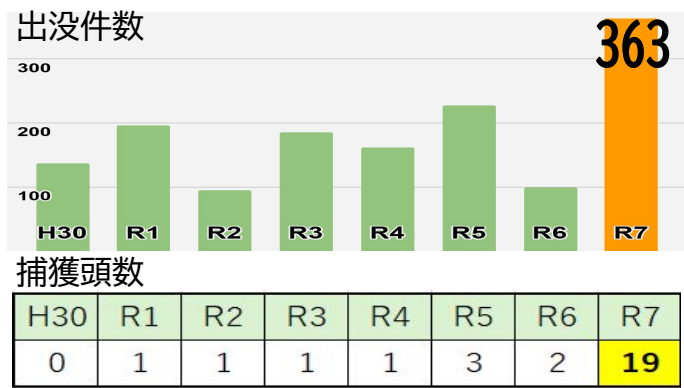
ヒグマ対策重点エリア

住宅地に隣接し、登山・観光利用も多い、市内で特に人とヒグマが近接する地域

- ・都市近郊林・森林ゾーンにおいて低密度化を図る
- ・ヘア・トラップ等のモニタリングによる監視強化

2. ヒグマ対策を取り巻く環境

I 令和7年度の市内(特に市街地)での出没増



- 過去最多の出没（363件）と捕獲頭数（19頭）を記録
- 個体数の増加及び生息域の拡大と秋の山中の餌不足が要因と推測



II 指定管理鳥獣追加(R6.4)、改正鳥獣保護管理法施行(R7.9)

- 主に東北地方で発生した出没多発を受け、環境省においてクマ類を「指定管理鳥獣」に指定、交付金制度等を整備
- 鳥獣保護管理法改正が行われ、市町村長が市街地等での銃猟を可能とする「緊急銃猟」が開始

III 北海道ヒグマ管理計画(第2期)の改定 (R6.12)

- 令和5年の道内での出没多発を受け、令和9年度末までの期間を待たずに改定
- ゾーニング管理と個体数管理の考えを導入

IV 「クマ被害対策ロードマップ」の策定 (R8.3)

- 令和8年3月、政府（関係閣僚会議）が、令和12年度までの地域別捕獲目標数の設定やゾーニング管理計画の作成支援等、施策を具体化

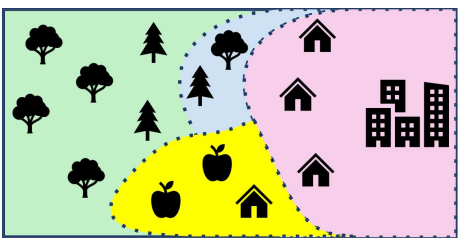
市街地への出没増への対応が急務であることから計画期間内に一部改定し、対策を拡充

ポイント① ゾーニングの見直し

- 市街地周辺ゾーンを市街地ゾーンの考え方に寄せ「**準市街地ゾーン**」に名称変更(下表)、農作物等誘引物の防除対策を図った上でヒグマの侵入・定着を許容しない
- 都市近郊林ゾーンではヒグマの定着抑制から、定着防止に対応を強化
- 都市近郊林ゾーン**を、従来の市街地ゾーン周辺から、**市街地ゾーン+準市街地ゾーン周辺**へと拡大する(下図)

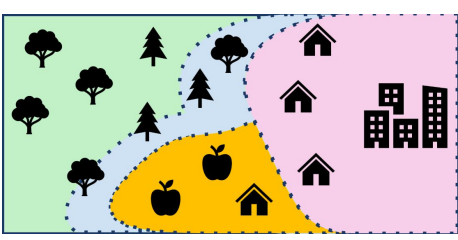
改正前

ゾーン	場所	考え方
市街地	市街地・人の生活圏	侵入・定着許容しない
市街地周辺	農地・公園等	侵入は抑制・定着は防止
都市近郊林	市街地近郊の山林	侵入はある程度許容・定着は抑制
森林	奥の森林	生息を担保



改正後

ゾーン	場所	考え方
市街地	市街地・人の生活圏	侵入・定着許容しない
準市街地	農地・公園等	防除対策を図り、侵入・定着許容しない
都市近郊林	市街地・準市街地近郊の山林	侵入は抑制・定着は防止
森林	奥の森林	生息を担保



ポイント② 施策の方向性の見直し

- 緊急銃猟の運用及び関係機関とのより強固な体制構築など、市街地ゾーン及び準市街地ゾーンでの出沒対応を強化
- 都市近郊林ゾーンでのヒグマの定着防止に向け、誘引物管理の徹底のほか、低密度化に向けた計画的な捕獲（定着が確認されている個体等を捕獲）、人の生活圏への侵入抑制策を強化
- 将来に向けた、継続的な捕獲技術者の確保と庁内体制の検討

《準市街地ゾーン》での対策例

- 農作物等誘引物の防除対策
- 緊急銃猟等による侵入個体(問題個体)への対応

《都市近郊林ゾーン》での対策例

- 低密度化に向けた計画的な捕獲
- 緩衝帯整備

ポイント③ ヒグマ対策重点エリアにおける対策の見直し

- 市民利用が特に多いヒグマ対策重点エリアの東側(下図黄色部)において、低密度化に向けた計画的な捕獲の強化、電気柵の設置や誘引物管理などの拡充

エリア東側における対策

- 低密度化に向けた計画的な捕獲の実施強化
- 市有施設への電気柵の設置を推進
- ヒグマ対策用ごみ箱の試験的導入
- クルマ等の誘引物管理
- 登山利用者等への広報活動の実施等

